

第 27 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

「会社の体制及び方針」の「体制の概要」及び
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第 27 期(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

スターティアホールディングス株式会社

第 27 回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告「会社の体制及び方針」の「体制の概要」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.startiaholdings.com>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

会社の体制及び方針

当社は、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」という経営理念のもと、適正な業務遂行を確保するための内部統制システムを整備・構築していくことが、経営の重要な責務であることを認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

今後、内部統制システムがその目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めてまいります。

(1) 体制の概要

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、重要事項について取締役会にて意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
 - ロ. 当社は、社外取締役を継続して置くことにより、取締役の監督機能の維持及び向上を図るとともに、経営に対する適切な意見及び助言が得られる体制を築く。
 - ハ. 当社の監査役は、監査役会の監査計画等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人の職務に関するヒアリング等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ニ. 当社の代表取締役社長は、当社に内部監査室を設置し、これを直轄する。内部監査室は、内部監査計画に則って当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告する。
 - ホ. 当社は、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を図るため、内部統制審議会を設置する。内部統制審議会の会長は、代表取締役社長以外の取締役又は執行役員とする。内部統制審議会のメンバーには、顧問弁護士を含めるものとする。
 - ヘ. 内部統制審議会は、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス規程」を定めるとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・研修を適時実施する。
 - ト. 内部統制審議会の会長は、当社及び子会社に適用される「内部通報規程」に則り、当社又は子会社の使用人がコンプライアンス上の疑義のある行為等に気づいたときの通報先として、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口に通報を行った者の氏名及び情報等は秘匿し、不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。
 - チ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、警察

等の外部専門機関と緊密に連携して、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録等を含む）の保存及び管理につき、責任者を定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要情報を文書又は電磁的記録とともに「文書管理規程」に基づき保存・管理する。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - 4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに当該情報を取締役又は監査役に開示する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 当社は、企業の継続性を担保するため、当社及び子会社の損失の危機の管理（以下、「リスク管理」という。）が実践的に実施される体制を構築する。
- ロ. 内部統制審議会は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び子会社の各部門におけるリスクの整備、運用を統括する。なお、「リスク管理規程」は当社及び子会社のリスク管理について規定され、内部統制審議会が立案し、取締役会で決議される。
- ハ. 当社は、上記のほか、以下のリスクにおける当社及び子会社の事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク
 - 2) 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
 - 4) その他取締役会が重大と判断するリスク
- ニ. 当社は、内部統制審議会において、当社及び子会社のリスクの検討・分析を総合的に行い、これを管理する。所管部門は、日々のリスク管理を行う。
- ホ. 当社は、当社又は子会社におけるリスク発生時に所管部門からの報告に基づき、内部統制審議会及び取締役会において迅速かつ適切な対応を講じることにより、損失の危険を適正に管理する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の業務分掌に基づき、代表取締役社長及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
- ロ. 代表取締役社長、その他の業務執行を担当する取締役は、「組織規程」、「職務権限規程」に基づいて、業務の執行に必要な事項の決定を行う。法令の改廃及び職務執行の効率化の必要がある場合には、これらの規程について、随時見直しを行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及び子会社の業務の適正と効率化を確保するために、当社及び子会社間の規則を「子会社管理規程」として整備する。
- ロ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が職務の執行に係る事項を当社に報告するための体制を子会社管理規程に定める。
- ハ. 当社並びに子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、適正に業務を執行する。
- ニ. 当社は、当社及び子会社に共通する「スターティアグループ行動基準」を定め、当社及び子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守の意識を醸成するとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、「リスク管理規程」を共有することなどにより、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持・強化を図る。
- ホ. 内部監査室は、当社及び子会社のうち重要性が高いと判断される部門の業務監査を実施する。内部監査室は、内部監査の年次計画、実施状況及び監査結果を、代表取締役社長又は取締役会に報告する。

⑥当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

- イ. 当社グループに属する会社間の取引を、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ロ. 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に財務報告に係る内部統制評価委員会を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握及び記録を通じて自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。
- ハ. 内部監査室は、財務状況等を総合的に鑑み、重要性が高いと判断される当社グループ各社における財務報告に係る内部統制の監査を優先的に実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告される。
- ニ. 監査役が当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効果的かつ適切に行えるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- イ. 監査役は、監査役が監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役より業務の補助についての指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
- ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の懲戒について異議を述べることができる。
- ハ. 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示にのみ服する。

⑧当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人は、以下の各号を監査役に報告する。

- 1) 法令により報告が義務付けられている事項
- 2) 重要な会議にて決議した事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 法令・定款違反のおそれのある事項
- 5) その他会社の業績に影響を与えるおそれのある重要な事項
- 6) 監査役から報告を求められた事項

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施状況等を監査役に速やかに報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役社長及び所管取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

ロ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

ハ. 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ニ. 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、必要に応じて、弁護士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。

ホ. 当社は、監査役に通報を行った取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

ヘ. 監査役が職務執行について生じる費用については、監査業務を抑制することのないよう適切に処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

- イ. 当社及び子会社は、内部統制の適切な整備のため、任意の機関として内部統制審議会を設置しております。内部統制審議会は、取締役又は執行役員、従業員から構成され、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築・維持に努めるために、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を統括しております。2022年3月期において、内部統制審議会は年12回開催されております。
- ロ. 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書」に基づき、自己評価及び第三者による評価を実施し、評価結果は取締役会に報告されております。

②コンプライアンス体制

- イ. 子会社を含めた全役職員に対して、「企業倫理憲章」、「スターティアグループ行動基準」の周知・遵守を図ることにより、コンプライアンスに関する啓発を行っております。
- ロ. 子会社を含めた全役職員に対して、コンプライアンス委員会によるハラスメント研修及びe-Learningによる啓発活動を実施しております。2022年3月期についてはコンプライアンス全般に関するe-Learningを全社へ展開し、管理、監督職の9割超が受講、一般職員についても9割が受講し、ハラスメントに関する知識や対応能力の向上と根絶に向けた取り組みを行っております。研修及びe-Learningのコンテンツ内容、受講結果については内部統制審議会に報告されております。2022年3月期において、コンプライアンス委員会は年12回開催されております。
- ハ. 内部通報窓口は、取締役会が選任した者を構成員とする社内窓口及び社外の弁護士による社外窓口をそれぞれ設置しております。また、子会社を含めた全役職員が不利益を被ることなく内部通報することができるようにすべく、「内部通報に関する規程」に基づき、内部通報を行った従業員に対する不利益な取扱いの禁止や不利益な取扱いを行った従業員に対する処分内容の明示に関する定めを置くとともに、内部通報後も実際に不利益な取扱いがなされているか否かを確認しております。

③リスク管理体制

イ. 「リスク管理規程」に基づき、当社グループに著しいマイナスの影響を及ぼす可能性のある事象（全社的リスク）についてワークショップを開催し、各事業部門の責任者が各事業に特有のリスクを抽出し、それらについて具体的な対策を検討しました。検討された対応策は内部統制審議会に報告されています。

2022年3月期において、リスク管理委員会は年13回開催され、活動は内部統制審議会に報告されております。

ロ. 当社及び子会社の重大なインシデントが漏れなく報告され、適正に対応を行う体制の整備を行いました。

ハ. 有価証券報告書における開示の充実を図るため、当期の「事業等のリスク」の見直しを行いました。

④取締役の職務執行

- イ. 当社は、経営に関する深い知識と経験を有する取締役を計6名配置しており、業務執行の内容及び決定等について意見を交換しております。また、取締役のうち3名は独立社外取締役であり、業務執行の内容及び決定等に関して、独立性の高い中立的な立場から、積極的に意見を述べております。
- ロ. 当社は、報告セグメント毎にグループ執行役員を配置しており、当社の経営に重大な影響を及ぼすものを除いた個別の業務執行に関する事項は、これらの報告セグメント毎の執行役員に対してその決定を委任し、業務執行の機動性、効率性を確保しております。なお、各報告セグメント担当グループ執行役員に委任する際の基準となる当社の経営に重大な影響を及ぼすものか否かの判断は、「職務権限規程」に明記されている金額を原則的な基準としており、委任の範囲の明確化と経営の透明性の確保に努めております。

⑤監査役の職務執行

- イ. 当社は、財務、会計又は法律に関する高度な知識と経験を有する監査役を計4名配置しており、監査役会において、当社の業務執行の内容及び決定等について、経営幹部に必要なに応じて説明を求めたうえで、監査役の間で協議を実施し、監査の意見を述べております。常勤監査役は、当社の業務に関する豊富な知見を踏まえて実効性ある業務執行監査を遂行しているほか、2名の社外監査役は客観的、中立的な立場から積極的に意見を述べ、他の1名の非常勤監査役についても当社との特別な利害関係を有しておらず、社外監査役と同様な立場から意見を述べております。
- ロ. 監査役は取締役会及び内部統制審議会等の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ハ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長及び各取締役との間でそれぞれ意見交換会を実施しております。
- ニ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	824,315	903,459	2,879,596	△188,503	4,418,868
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△112,643	－	△112,643
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	958,454	－	958,454
自己株式の取得	－	－	－	△1,300,018	△1,300,018
自己株式の処分	－	－	－	19,921	19,921
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動	－	－	76	－	76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	845,886	△1,280,097	△434,210
当期末残高	824,315	903,459	3,725,483	△1,468,600	3,984,658

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	158,392	－	4,577,261
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△112,643
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	958,454
自己株式の取得	－	－	△1,300,018
自己株式の処分	－	－	19,921
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動	－	－	76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	83,938	6,130	90,068
当期変動額合計	83,938	6,130	△344,141
当期末残高	242,331	6,130	4,233,119

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数 9社

②主要な連結子会社の名称

スターティア株式会社、スターティアレイズ株式会社、
Startia Asia Pte. Ltd.、スターティアウィル株式会社、
クラウドサーカス株式会社、ピーシーメディア株式会社、
株式会社エヌオーエス、C-design株式会社、スターティアリード株式会社

なお、前連結会計年度において非連結子会社であったWorktus株式会社(現スターティアリード株式会社)は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Startia Asia Pte. Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 3社

②主要な会社等の名称

関連会社
株式会社MACオフィス、株式会社アーバンプラン、
Chatworkストレージテクノロジー株式会社

なお、Chatworkストレージテクノロジー株式会社は、当連結会計年度中に新規設立により、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、Chatworkストレージテクノロジー株式会社の決算日は12月31日ではありますが、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～34年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

②無形固定資産

ソフトウェア

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間「2年～5年」に基づく定額法)によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な期間で規則的に償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しております。

⑤役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)等を当連結会計年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

デジタルマーケティング関連事業の固定資産の減損損失

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当連結会計年度において連結計算書類に計上した金額のうちデジタルマーケティング関連事業に係る金額は、有形固定資産及び無形固定資産1,017,828千円であります。当連結会計年度において、デジタルマーケティング関連事業営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから減損の兆候があるものと判断しましたが、減損の認識の判定において割引前将来キャッシュ・フローの総額が当連結会計年度末時点でのデジタルマーケティング関連事業の固定資産計上額を上回ることから減損損失を認識しておりません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積の内容に関する情報

固定資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき実施しております。また、処分予定の資産や事業の用に供していない遊休資産等については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を決定しております。

デジタルマーケティング関連事業の減損損失の認識における回収可能価額は使用価値によっており、割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された翌連結会計年度の予算及び中期経営計画の前提となった数値を基礎とし、経営環境などの外部要因に関する情報や予算などの内部情報とを考慮したうえで見積もっております。また、主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としております。

中期経営計画は、新型コロナウイルス感染症の影響が2020年9月頃を目途に収束することを前提として策定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症禍においても、デジタルマーケティング関連事業を今後の成長ドライバーと位置づけており、当連結会計年度末時点において入手可能な情報に加えて、当連結会計年度末時点の業績状況を踏まえて、最善の見積りを行っております。

しかし、中期経営計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による更なる経済情勢の悪化等により影響を受ける可能性があり、目標年度における定量目標が変更となった場合、翌連結会計年度以降の固定資産の減損の見積りに影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当会計基準の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える主な影響は以下のとおりであります。

財又はサービスの提供のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額から当該他の当事者に支払う金額を控除した純額を収益として認識しております。

また、連結子会社の受注制作のソフトウェア等に関して、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約を除き、検収時に収益を認識する方法から、履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は707,555千円、売上原価は707,555千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。

また、「金融商品関係」注記について、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

①株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2019年5月28日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「J-ESOP」といいます。)を導入しております。

J-ESOPは、予め当社及び当社の子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社及び当社の子会社は、従業員に対し会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOPの導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社及び当社の子会社は、J-ESOPの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOPに係る信託E口の2022年3月31日現在の保有株式数は205,300株であります。

②株式給付信託 (BBT)

当社は、2019年6月20日開催の株主総会決議に基づき、新たに株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「BBT」といいます。)を導入しております。

BBTは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBTに基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

当社及び当社の子会社は、BBTの導入に際し、役員株式給付規程を制定しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、それぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、BBTに係る信託E口の2022年3月31日現在の保有株式数は121,300株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

390,368千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	10,240,400	—	—	10,240,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	71,682千円	7.00円	2021年 3月31日	2021年 6月25日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	40,961千円	4.00円	2021年 9月30日	2021年 12月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	90,552千円	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

1,580,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、デジタルマーケティング関連事業、ITインフラ関連事業、CVC事業といった、ITに関するトータルソリューションを提供しており、当該サービスから発生する資金負担の可能性に備えるため、手許流動性の維持に加え、金融機関からの借入によって資金調達をし、資金需要に備えております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当営業部長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業投資有価証券は、主に株式、出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、主に事業所の賃借物件に係る敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

営業債務である買掛金、及び経費等の未払金は、ほぼ全てが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資等を目的とした借入金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	458,758	458,758	—
(2) 差入保証金	208,677	208,677	—
資産計	667,435	667,435	—
(1) 長期借入金(※)	1,682,404	1,678,555	△3,848
負債計	1,682,404	1,678,555	△3,848

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
営業投資有価証券	
非上場株式(※1)	108,852
投資有価証券	
非上場株式(※1)	123,880
関係会社株式	
非上場株式(※1)	420,571
差入保証金	
営業保証金(※2)	50,305

※1. 非上場株式については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

※2. 営業保証金については、「(2) 差入保証金」には含めておりません。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
受取手形	4,685	—
売掛金	3,360,938	—
差入保証金	288	258,694

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	348,658	—	—	348,658
新株予約権付社債	—	110,100	—	110,100
資産計	348,658	110,100	—	458,758

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	208,677	—	208,677
資産計	—	208,677	—	208,677
長期借入金(※)	—	1,678,555	—	1,678,555
負債計	—	1,678,555	—	1,678,555

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。新株予約権付社債の時価は、株式の市場価格を参考に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定な期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	デジタルマーケティング 関連事業	ITインフラ 関連事業	CVC 関連事業	計
売上高				
一時点で移転される財	828,252	7,241,457	70,070	8,139,780
一定の期間にわたり移転 される財	1,976,681	5,894,340	—	7,871,021
顧客との契約から生じる 収益	2,804,934	13,135,797	70,070	16,010,802
外部顧客への売上高	2,804,934	13,135,797	70,070	16,010,802

	その他 (注)	合計	調整額	連結計算書類 計上額
売上高				
一時点で移転される財	—	8,139,780	241	8,140,022
一定の期間にわたり移転 される財	—	7,871,021	—	7,871,021
顧客との契約から生じる 収益	—	16,010,802	241	16,011,043
外部顧客への売上高	—	16,010,802	241	16,011,043

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、デジタルマーケティング関連事業、ITインフラ関連事業、CVC関連事業を主な事業内容としております。各事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) ストック型売上

デジタルマーケティング関連事業ではSaaS型商材「Cloud CIRCUS」等を、ITインフラ関連事業では複合機をはじめとする事務機器のメンテナンスサービス等をストック型売上としており、サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(2) フロー型売上

デジタルマーケティング関連事業ではソフトウェア受注制作、コンサルティング等を、ITインフラ関連事業では複合機、ネットワーク機器等の販売等を、CVC関連事業では出資銘柄の売却等をフロー型売上としており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、受注制作に関して、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,331,454
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,365,623
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 484円26銭

(2) 1株当たり当期純利益 100円02銭

(注)1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 958,454千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純利益 958,454千円

期中平均株式数 9,582,718株

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は336,162株であります。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は326,600株であります。

(企業結合等に関する注記)

(事業の譲受)

当社は、2021年9月30日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるスターティアリード株式会社、株式会社吉田ストア（本社：福島県、以下、「吉田ストア」といいます。）及び株式会社Sharp Document 21yoshida（本社：宮城県、以下、「SD21」といいます。）の両社が営むITインフラ関連事業を譲り受けることに対して、事業譲受を行う契約を締結することを決議しました。

なお、吉田ストアは2021年10月21日に福島地方裁判所会津若松支部より、SD21は2021年10月29日に仙台地方裁判所よりそれぞれ事業譲渡許可をもって譲受の条件が充足されたため、2021年11月1日付で実行されております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社吉田ストア及び株式会社Sharp Document 21yoshida

事業の内容：ITインフラ関連事業（複合機、ビジネスホン、ネットワーク機器等のオフィス機器の販売、レンタル及び保守、インターネット回線、クラウドサービスの提供等）

(2) 企業結合を行った主な理由

ITインフラ関連事業を譲り受けることで、当社グループにおけるITインフラ関連事業の売上拡大、顧客拡大、全国展開に加え、仕入等コスト削減、リベート増加等が期待でき、更にはデジタルマーケティング関連事業へのクロスセルも期待ができてことから、本件事業譲受が、当社グループの企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2021年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした事業譲受

(5) 結合後の企業の名称

スターティアリード株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる譲受事業の業績の期間

2021年11月1日から2022年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価：現金及び預金 527百万円

取得原価： 527百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

445,377千円

(2) 発生原因

主として譲受事業の今後期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
譲受事業に係る資産に限定して譲り受け、負債は対象としておりません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	824,315	809,315	135,925	810	1,902,111	△188,503	3,483,975
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△112,643	—	△112,643
当期純利益	—	—	—	—	232,260	—	232,260
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,300,018	△1,300,018
自己株式の処分	—	—	—	—	—	19,921	19,921
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	119,617	△1,280,097	△1,160,479
当期末残高	824,315	809,315	135,925	810	2,021,729	△1,468,600	2,323,495

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	145,132	—	3,629,107
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△112,643
当期純利益	—	—	232,260
自己株式の取得	—	—	△1,300,018
自己株式の処分	—	—	19,921
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81,813	6,130	87,943
当期変動額合計	81,813	6,130	△1,072,535
当期末残高	226,945	6,130	2,556,571

個別注記表

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間「3年～5年」に基づく定額法)によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

(追加情報)

①株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2019年5月28日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。

株式給付信託 (J-ESOP) は、予め当社及び当社の子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社及び当社の子会社は、従業員に対し会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

株式給付信託 (J-ESOP) の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社及び当社の子会社は、株式給付信託 (J-ESOP) の導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、株式給付信託 (J-ESOP) に係る信託E口の2022年3月31日現在の保有株式数は205,300株であります。

②株式給付信託 (BBT)

当社は、2019年6月20日開催の株主総会決議に基づき、新たに株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。

株式給付信託 (BBT) は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、株式給付信託 (BBT) に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

当社及び当社の子会社は、株式給付信託 (BBT) の導入に際し、役員株式給付規程を制定しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、それぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、株式給付信託 (BBT) に係る信託E口の2022年3月31日現在の保有株式数は121,300株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	138,665千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。	
短期金銭債権	123,383千円
短期金銭債務	13,122千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引（収入分）	768,806千円
営業取引（支出分）	23,467千円
営業取引以外の取引（収入分）	5,658千円
営業取引以外の取引（支出分）	12,008千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	355,582	1,185,037	28,900	1,511,719

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-ESOP)及び株式給付信託(BBT)の信託財産として、信託E口が保有する当社株式がそれぞれ205,300株、121,300株含まれております。
2. 普通株式の自己株式数は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,185,000株及び単元未満株式の買取りによる増加37株であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少28,900株は、信託E口から当社従業員持株会へ24,200株の売却及び株式給付信託(J-ESOP)からの4,700株の給付による減少によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	3,683千円
貸倒引当金繰入限度超過額	3,095千円
賞与引当金	5,075千円
未払費用	2,054千円
株式給付引当金	4,882千円
投資有価証券評価損	41,603千円
差入保証金(資産除去債務)	6,537千円
関係会社株式評価損	27,882千円
その他有価証券評価差額金	190千円
関係会社株式売却損	37,842千円
株式報酬費用	7,107千円
繰越欠損金	6,513千円
その他	5,871千円
繰延税金資産小計	152,341千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,269千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△130,164千円
評価性引当額小計	△131,433千円
繰延税金資産合計	20,908千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△98,691千円
繰延税金負債合計	△98,691千円
繰延税金資産(負債)の純額	△77,783千円

当社及び国内連結子会社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度が適用されることとなったため、当事業年度より「グループ通算制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号 令和3年8月12日)に基づき、グループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の 兼任 等	事業 上 の 関係				
子会社	スターティア 株式 会 社	東京 都 新宿 区	90,000	IT インフラ 関連事 業	所有 直接 100.0	兼任 1名	経営 指導 及び 管理 による 資金の 預り	経営 指導料 (注1)	599,714	売掛金	52,751
								CMSによる 資金の 預り (注2)	1,320,868	関係会 社預り金	853,358
								支払 利息	8,321	未払 利息	587
子会社	クラウドサーカス 株式 会 社	東京 都 新宿 区	150,000	デジタル マーケティング 関連事 業	所有 直接 100.0	兼任 2名	経営 管理 による 資金の 預り 及び 貸付	経営 指導料 (注1)	125,473	売掛金	14,800
								CMSによる 資金の 貸付 (注2)	447,433	関係会 社短期 貸付金	1,019,058
								支払 利息	736		
								CMSによる 資金の 預り (注2)	116,835	関係会 社預り金	-
								受取 利息	3,162	未収 利息	494

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の 兼任 等	事業 上 の 関 係				
子会社	スターティアリード 株式会社	東京 都 新宿 区	90,000	IT インフラ 関連事 業	所有 直接 100.0	兼任 1名	経 営 管 理 に よ る 資 金 の 預 り 及 び 貸 付	CMSによる資金の預り(注2)	27,163	関係会社預り金	130,578
								支払利息	171	未收利息	1,648
								CMSによる資金の貸付(注2)	7,557	未払利息	59
								受取利息	1,589		
								事業譲受資金の貸付	580,000	関係会社短期貸付金	580,000
子会社	ビーシーメディア 株式会社	大阪 府 堺 市	10,000	IT インフラ 関連事 業	所有 間接 100.0	-	経 営 指 導 及 び 経 営 管 理 に よ る 資 金 の 預 り	CMSによる資金の預り(注2)	73,905	関係会社預り金	80,148
								支払利息	465	未払利息	41

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の 兼任 等	事業 上 の 関係				
子会社	スターティアレイズ 株式会社	東京都 新宿区	90,000	IT インフラ 関連事 業	所有 間接 100.0	兼任 1名	経営 管理 による 資金 の預り 及び 貸付	CMSによる 資金の 預り (注2)	303,079	関係 会社 預り金	315,697
								支払 利息	1,909	未払 利息	194
								CMSによる 資金の 貸付 (注2)	17		
								受取 利息	0		

- (注) 1. 経営指導料は契約により決定しております。
2. 資金の預り及び貸付は、当社が当社グループ各社との間で契約を締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、資金の預り及び貸付取引金額は期中平均残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	本郷 秀之	-	-	当社代表取締役	所有直接 32.58	-	-	自己株式の取得(注)	1,299,945	-	-

(注) 自己株式の取得につきましては、2021年12月20日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の方法により取得しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 292円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 24円24銭

(注)1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 232,260千円

普通株主に帰属しない金額 ー千円

普通株式に係る当期純利益 232,260千円

期中平均株式数 9,582,718株

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は336,162株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は326,600株であります。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。